

## 自動販売機設置業者募集要項

### 1 趣旨

都市公園内(呉羽山公園(フットパス連絡橋周辺広場))に設置する自動販売機の設置及び管理を行う業者を募集します。

### 2 貸付物件(詳細は、「物件説明書」に記載してあります。)

物件番号	公園名	所在地	設置箇所	設置面積(台数)	最低使用料
1	呉羽山公園 (フットパス 連絡橋周辺広 場)	富山市呉羽地内	呉羽山側駐車場	自動販売機(1台)、ごみ箱含め 2㎡以内	月額180円 (90円×2㎡)

※設置面積には、ごみ箱設置部分を含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか応募申込前に必ず設置場所の確認をしてください。

### 3 応募資格

個人・法人・任意団体を問わず応募できます。ただし、次に該当する方は応募することはできません。なお、応募資格の確認にあたり、富山市暴力団排除条例(平成24年富山市条例第13号)により、申込者が暴力団関係者でないことを、富山中央警察署を通じて富山県警察本部に照会することがありますのでご了承ください。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (3) 富山市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に参与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同条第1号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 市町村税又は国税を滞納している者
- (5) 清涼飲料水自動販売機の設置業務について、3年以上の実績を有していない者

### 4 設置にあたっての条件等について

設置業者は、当該公園の自動販売機設置場所として使用する部分について、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項の規定により、公園施設設置許可及び管理許可申請を行っていただきます(契約書の締結は行いません。)

設置及び管理を許可した物件を第三者に転貸し、又は許可によって生じる権利等を譲渡し、若しくは目的外使用をすることはできません。

#### (1) 設置許可期間

令和8年9月1日から令和11年3月31日までの2年6箇月間とします(この期間には、自動販売機の設置に伴う工事及び期間の満了に伴う現状回復に要する期間を含みます。)。なお、許可の更新はしません。

#### (2) 使用料

本市が設定する最低使用料(月額90円/㎡)以上で最高の応募額をもって使用料(月額)とします(使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。)。最高の応募額に、許可期間の月数を乗じて得た金額を使用料総額とします。

#### (3) 費用負担

自動販売機の設置、維持管理、交換、移動、撤去等に要する費用は、全て設置業者の負担とします。また、電気使用料についても設置業者の負担とします。富山市の電源を使用

することとし、設置業者において自動販売機に係る電気使用量を計る専用メーターを設置してください。

(4) 仕様

設置する自動販売機の機器については、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したもので、公園及び周辺環境に相応しい外観を備えたものとしてください。

(5) 販売品目等

ア 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類及びたばこの販売を行わないこと。また、缶、ペットボトルなどの密閉式の容器又は紙容器とすること。

イ 販売価格は、標準小売価格以下の価格とすること。

(6) 維持管理等

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器のごみ箱を必要数設置し、ごみ箱に収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず回収しリサイクルするとともに、ごみ箱周辺の清掃を行うこと。

ウ 販売品の搬入並びに廃棄物の搬出時間及び経路については、市の指示に従うこと。

エ 関係法令等の順守を徹底するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

オ 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

カ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置業者の責任において対応すること。

キ 自動販売機の機種交換を行う場合は、あらかじめ市に申し出たうえで、市の承諾を受けること。

(7) 売上報告

設置した自動販売機ごとの売上本数及び売上金額を、次に定めるとおり、書面により報告すること。

ア 令和8年度

区分	報告期限
9月分	10月31日
10月から3月まで	4月30日

イ 令和9年度及び令和10年度

区分	報告期限
4月から9月まで	10月31日
10月から3月まで	4月30日

5 申込受付

(1) 提出方法及び提出先

申込みは、郵送又は持参によるものとし、次の提出先に必要な書類を提出してください。なお、郵送の場合は書留としてください。

(提出先)

富山市建設部公園緑地課（担当：光岡）

〒930-8510

富山市新桜町7番38号（本庁舎西館6階）

電話：076-443-2111

FAX：076-431-6601

(2) 受付期間

令和8年7月3日（金）午前9時から令和8年7月22日（水）正午まで

郵送の場合は、提出期限日の正午までに必着とします。

### (3) 提出書類

- ア 応募申込書兼誓約書（様式第1号）
  - イ 販売品目一覧（様式第2号）
  - ウ 設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力が確認できるもの）
  - エ 納税証明書（市町村税及び国税（写し可））
  - オ その他証明書類等（写し可）
    - ・個人の場合…印鑑登録証明書
    - ・法人の場合…印鑑証明書、履歴事項全部証明書
    - ・任意団体の場合…団体規約、役員名簿、事業報告書、収支報告書
- ※ 複数の物件について申込みの場合は、物件ごとに応募申込書兼誓約書を提出してください。
- ※ 納税証明書並びに印鑑登録証明書、印鑑証明書及び履歴事項全部証明書は発行後3か月以内のものを提出してください。
- ※ 納税証明書は、市町村税については、申込者及び本社（法人の場合）の住所のある市町村の税担当窓口にて交付される「未納がないことを証する納税証明書」を、国税については申込者の住所又は所在地を管轄する税務署にて交付される「未納がないことを証する納税証明書（個人の場合その3の2、法人の場合その3の3）」を提出してください。
- ※ 納税証明書が発行されない（課税されていない）場合は、納税証明書は不要です。

### 6 応募申込書に記入する金額

応募申込書に記入する金額は最低使用料以上としてください。

### 7 設置業者の決定

- (1) 使用物件ごとに提出された応募書類の審査を行い、「3応募資格」に定める資格をすべて満たしている者を選定対象者とします。
- (2) 選定対象者のうち、市が販売品目等を審査し、適当であると認めた者で、かつ、市が定めた最低使用料以上で、最高価格で応募申込みを行った者を設置業者とします。  
なお、販売品目が適当で、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募申込者の立会いのもと、くじにより選定します。

### 8 設置許可の手続き

設置業者には、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設設置許可及び管理許可申請を行っていただきます。申請書の提出後、所定の手続きを経て、許可書を交付します。

### 9 設置業者の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置業者としての決定を取り消します。

- (1) 都市公園法第5条第1項に基づく公園施設設置及び管理許可申請を行わなかった場合
- (2) 設置業者が応募資格を失った場合

### 10 自己都合による自動販売機の撤去

設置業者が、設置許可期間満了前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3か月前までに書面で申し出てください。この場合、公園施設廃止の手続きをします。廃止した場合は、支払済みの使用料は返還しません。また、同物件に係る次の公募に応募することはできません。

### 11 問い合わせ先

富山市建設部公園緑地課（担当：光岡）  
〒930-8510  
富山市新桜町7番38号（本庁西館6階）  
電話：076-443-2111  
FAX：076-431-6601

(参考)

### 地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

（行政財産の管理及び処分）

### 地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくして契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

### 富山市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよ

う、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させないことその他の必要な措置を講ずるものとする。

## 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

## 都市公園法（抄）

（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）

- 第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。
    - 一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの
    - 二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの
  - 3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

- 4 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第五項に規定する選定事業者が同条第四項に規定する選定事業として行う公園施設の設置又は管理の期間は、前項の規定にかかわらず、当該選定事業に係る同法第五条第二項第五号に規定する事業契約の契約期間(当該契約期間が三十年を超える場合にあつては、三十年)の範囲内において公園管理者が定める期間とする。